

対面により行われなければならない等とされている主な事例

事例	概要	根拠
診療	医師は、医師法の規定により、自ら診察しないで治療してはならないこととされているが、この診察は、同法の解釈運用により、対面で行うことを原則としている。	法律の解釈運用
労働安全衛生法に基づく医師による健康診断	労働安全衛生法上の医師による労働者に対する健康診断の実施については、医師法の規定・解釈に準じ、対面によらなければならないこととされている。	法律の解釈運用
生活保護の申請	保護の実施機関は、通知により、要保護者の生活状況等を把握するため、要保護者等から保護の開始又は変更の申請があった場合は、申請書等を受理した日から1週間以内に訪問し、実地に調査することとされている。	通知
要介護認定	市町村は、介護保険の申請者の要介護認定を行うため、介護保険法の規定により、職員をして申請者本人と面接させ、心身の状況等を調査させなければならないこととなっている。	法律
障害程度区分の認定	市町村は、障害福祉サービスの申請者の障害程度区分の認定等を行うため、障害者総合支援法の規定により、職員をして障害者本人等と面接をさせ、心身の状況等を調査させなければならないこととなっている。	法律

対面により行われなければならない等とされている主な事例

事例	概要	根拠
初等中等教育	学校教育法上、小学校、中学校に、通信制の課程を置くことができる旨の規定はない。 (高等学校、大学についてはあり)	法律
パスポート(一般旅券)の交付	都道府県知事は、旅券法の規定により、パスポートの申請者の出頭を求めて交付をすることとなっている(日本国内における申請の場合)。	法律
住民基本台帳カードの交付	市町村長は、住民基本台帳法施行令の規定により、住民基本台帳カードの交付申請者の出頭を求めて交付することとなっている。	政令
犬、猫等の動物の販売	犬、猫等の動物の販売業者は、動物の愛護及び管理に関する法律の規定により、購入者に対し、販売する動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面により書面又は電磁的記録を用いて、飼育方法等を情報提供しなければならないこととされている。	法律

【 参照条文 】

○診療

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）

第二十条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

○安衛法に基づく医師による健康診断

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（健康診断）

第六十六条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

2～5 （略）

○生活保護の申請

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）

（申請保護の原則）

第七条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

○要介護認定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

（要介護認定）

第二十七条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。

2 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。

○障害程度区分の認定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成十七年法律第百二十三号）

（申請）

第二十条 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない。

2 市町村は、前項の申請があったときは、次条第一項及び第二十二条第一項の規定により障害程度区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者その他の厚生労働省令で定める者（以下この条において「指定一般相談支援事業者等」という。）に委託することができる。

3～6 （略）

○初等中等教育

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第五十四条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

2～4 （略）

第八十四条 大学は、通信による教育を行うことができる。

※小学校・中学校については、通信制の課程が制度化されていない。

○パスポート（一般旅券）の交付

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）

（旅券の交付）

第八条 第五条の規定により発行された一般旅券は、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、外務省令で定めるところにより、当該一般旅券の発給につき第三条第一項の申請をした者の出頭を求めて当該申請者に交付する。ただし、第三条第一項ただし書の規定により直接外務大臣に申請する場合には、外務大臣が当該申請をした者の出頭を求めて当該申請者に交付する。

2～4 （略）

○住民基本台帳カードの交付

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

第三十条の四十四 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下この条において「住所地市町村長」という。）に対し、自己に係る住民基本台帳カード（その者に係る住民票に記載された氏名その他政令で定める事項（以下この条において「カード記載事項」という。）が記載され、かつ、当該住民票に記載された住民票コードが記録された半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。）が組み込まれたカードをいう。以下同じ。）の交付を求めることができる。

2 住民基本台帳カードの交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載した交付申請書を、住所地市町村長に提出しなければならない。

3 住所地市町村長は、前項の交付申請書の提出があつた場合には、その者に対し、政令で定めるところにより、住民基本台帳カードを交付しなければならない。

4～12 （略）

住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）

（住民基本台帳カードの交付）

第三十条の十五 法第三十条の四十四第一項に規定する住所地市町村長（以下この章において「住所地市町村長」という。）は、交付申請者又はその法定代理人に対し、当該市町村の事務所への出頭を求めて、住民基本台帳カードを交付するものとする。この場合において、当該交付申請者又はその法定代理人は、総務省令で定める書類を提示しなければならない。

2 住所地市町村長は、病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められ、かつ、当該交付申請者が本人であることが明らかであるときは、前項の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者の出頭を求めて、当該住民基本台帳カードを交付することができる。この場合において、当該交付申請者の指定した者は、総務省令で定める書類を提示しなければならない。

○犬、猫等の動物の販売

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）

（販売に際しての情報提供の方法等）

第二十一条の四 第一種動物取扱業者のうち犬、猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む者は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者（第一種動物取扱業者を除く。）に対し、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面（対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合には、対面に相当する方法として環境省令で定めるものを含む。）により書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行つた者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものを提供しなければならない。

※平成25年9月1日施行予定

※波線部については、将来必要が生じた場合に備えて設けられたものであり、現時点では例外を定めていない。

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）

（販売に際しての情報提供の方法等）

第八条の二 法第二十一条の四の環境省令で定める動物は、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物とする。

2 法第二十一条の四の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 品種等の名称
- 二 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
- 三 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
- 四 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- 五 適正な給餌及び給水の方法
- 六 適切な運動及び休養の方法
- 七 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- 八 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
- 九 前号に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
- 十 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- 十一 性別の判定結果
- 十二 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- 十三 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
- 十四 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入等をされた動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該輸入をした者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
- 十五 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
- 十六 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
- 十七 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
- 十八 前各号に掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項